

令和3年8月 文書質問及び回答

1 質問者 小原仁興議員

2 質問事項 道路脇の草刈りについて

質問の内容・要旨	回答
<p>① 万里の長城隣接の町道は観光ルートであるのに、本年の草刈りは遅いように感じたが、草刈りの優先度は計画的に設定されているものなのかな。</p> <p>② 草刈りのエリアによっては公区に草刈りを委託している場所や、委託されている業者も公区の草刈りも入っていない空白区が存在している。今後このようなことが無いようにするための改善は考えているか。</p> <p>③ 農業者に限らず、所有機械や刈払い機で隣接の道路脇の草刈りを機械所有者の善意や環境の保全により、隣接地周辺の草刈りをすることがあるが、それ以降、業者からの草刈りがされなくなってしまった、またはわずかに伸びかけた状態であるのに草を刈らないまま作業機を上げて移動することがあるようだが、委託費の中にはその空走部分の委託作業代も盛り込まれているはずであり、たとえ草が短くても作業をすべきだと考えるがどのような認識なのか伺う。</p> <p>④ 道路脇の草刈りの完了期限は設定されているのか。また、それらの履行が適正にされているか担当課として見回りをして前項のようなことが無いような点検をする考えはないか。</p>	<p>① 町道の草刈りは、例年雑草の生育状況を見ながら上名寄から作業を開始し、効率的な作業を行えるよう順路を決め実施しております。各路線に優先度を設定し実施した場合は、非効率的な作業となり、作業の遅れや費用の増加に繋がると考えるため、優先度の設定は考えておりませんが、住民の要望や特段の事情がある場合は、早めに作業にあたるなど、出来るだけの対応に努めてまいります。</p> <p>② 草刈り範囲については、主要路線での空白区間が無いよう、毎年度見直しや調整を行ったうえで業務発注しておりますが、道路愛護組合の高齢化等による事業区域の縮小などにより、全てを補完できていない場合があります。今後においては出来るだけ空白区間を減らすよう努めてまいります。</p> <p>③ 町道の草刈りは、年1回の実施を基本としており、公区の道路愛護事業や、中山間事業の草刈り等により刈っていただいた箇所を再度刈ることは考えておりません。また、委託料については作業距離の実績により支出しており、空走部分は委託料に含まれておりません。</p> <p>④ 町道草刈委託業務のうち郊外路線の委託期間は6月1日から9月30日まで、市街地路線及び郊外路線の縁石箇所は7月1日から9月30日までとしています。また、業務実施にあたっては業務担当員を定め、随時の現場巡回や進捗状況の確認を行っております。</p>